

## 【研究報告】

### ヴィエトナム刑事司法制度の概要及び日越比較

本文原稿執筆：ヴィエトナム最高人民検察院検察理論研究所  
副所長 ヴー・ヴァン・モック (Mr. Vu Van Moc)  
編集及び注解：法務総合研究所国際協力部  
教官 山下輝年

本稿は、平成13年に招へいしたヴィエトナム社会主義共和国の最高人民検察院検察理論研究所<sup>1</sup>副所長であるバー・ヴァン・モック上級検事<sup>2</sup>の報告書を基本とし、山下において、同検事との面談やその後の同検察院を対象とする国別研修の結果等によって、これを編集するとともに注を加え、ヴィエトナムの司法制度についての研究結果の報告とするものである。

本稿は、日越通訳<sup>3</sup>を通した講義や意見交換のほか、双方にとって外国語である英語を解しての聞き取り調査が基本となっていることを、あらかじめお断りしておくが、本稿によりヴィエトナム刑事司法制度の概要を把握していただくことができるならば幸いである。なお、脚注は、山下においてモック氏から聴取した内容及び私見を記したものである。

さらに、本稿の5の部分は、バー・ヴァン・モック検事が日本とヴィエトナムの制度の相違につき、感じたままをレポートにしたので、その日本語訳を追加したものである。日本の刑事司法制度がヴィエトナムの検事の目にどう映るかが理解でき、参考になるものと思われる。

また、本稿読解の一助とするため、ヴィエトナムの一般情報につき、財団法人「世界の動き社」(外務省編集協力)発行の「世界の国一覧表2001年版」を参考にして、冒頭に簡単に記した。

<sup>1</sup> 越語は旧漢字文化圏のため漢字表記できるが、これによると「検察科学研究所」となる。検察科学では日本語として違和感があるため、内容に着目して検察理論研究所と訳することにした。

<sup>2</sup> モック検事の略歴

1954年9月2日生。

1974年～1978年 フンボルト大学法学部学士取得（東ドイツ・ベルリン）

1985年～1989年 同学部法学博士取得

1997年に上級検事となり、1996年より現在の副所長の地位にある。

<sup>3</sup> 研修における通訳は初鹿野マイ氏、モック検事の報告の通訳は樋口ホア氏にお願いした。

## 一般情報(1999年時点)

ヴィエトナム社会主義共和国 (1945年9月2日独立, 1976年7月南北統一, 国連加盟は1977年9月)

面積	332,000k m <sup>2</sup>	(日本 378,000k m <sup>2</sup> , 1 : 1.1)
人口	7,871万人	(日本 1億2,651万人, 1 : 1.6)
GNP(一人当たり)	370米ドル	(日本 32,030米ドル, 1 : 93)
言語	ヴィエトナム語	
その他	ドイモイ(刷新)政策を1986年第6回党大会で採用し, 市場経済への移行を目指し, 現在法制度を整備中	

## 研究報告

本報告では、主に次の5点について述べることとする。

- 1 ヴィエトナム国家の統治機構
- 2 ヴィエトナムの司法機関
- 3 刑事訴訟手続におけるヴィエトナム最高人民検察院の組織及び権限
- 4 刑事手続における民事事件の審理(附帯私訴に相当)について
- 5 刑事訴訟法における日越比較に関する考察

### 1 ヴィエトナム国家の統治原理の基本概念

ヴィエトナム人は、1945年にヴィエトナム人民共和国(現在のヴィエトナム社会主義共和国の前身、1976年7月2日に国名変更)を樹立した後、翌1946年に憲法を制定し、同憲法において、人民政権の統治機構に関する基本的かつ重要な原則を定めた。それは、「民主集中制の原理」と「権限分配の原理」である。この基本原理の下では、すべての権力(主権)は人民に属し、人民は国会<sup>4</sup>を通じてその権力を行使し、国会は社会のすべての人民階層を代表するものであり、その代表者たる国會議員は人民による平等選挙、直接選挙によって選出される。

国の統治に関するこの基本原理は、その後の1959年、1980年、1992年の各憲法に引き継がれ、発展してきたものであり、日本を始めとする他の近代自由主義国家で採用されている「三権分立」の原則とは異なるものである。

民主集中制と権限分配の原理に基づき、ヴィエトナムの国家機構概要を図1に示す。

#### (1) 国会の組織及び権限

国会は、1992年憲法83条及び84条に規定されているとおり、一院制であり、

<sup>4</sup> 立法機関の名称表記については、議会、国会、国民議会、全国人民代表大会(例: 中華人民共和国)など様々な表記が存在するが、越語で「Quoc hoi(クオック・ホイ)」すなわち「国会」であることから、そのまま国会の訳語をあてる。

この点で二院制を採用している日本とは異なる。ヴィエトナム国会は、国家の代表機関であり、国権の最高機関であって、憲法改正の発議権及び立法権を有する唯一の機関である。国会は、国内政策、対外政策の方針を定め、国家統治に関する基本原理、国防、安全保障等の問題に関して責任を有するほか、国家機関・経済団体・社会・人民などすべてのものが憲法及び法律を遵守するよう監督する最高権限を有する。

国会は、国家主席及び国家副主席を任免する権限を有するほか、国会の議長及び副議長、首相、最高人民裁判所長、最高人民検察院長を任免する権限を有する。

国家主席、首相、最高人民裁判所長及び最高人民検察院長は、それぞれの組織による権限行使に関する最高責任者であり、その活動に関し、国会開会中は国会に報告し、国会閉会中は国会常務委員会に報告しなければならない（ヴィエトナムの国会は年に2回開催される<sup>5</sup>）。

司法機関の長の任命権限を日本と比較すると、日本では、検事総長、次長検事及び検事長は内閣において任命し、最高裁判所長官は内閣の指名に基づいて天皇が任命するという相違点がある<sup>6</sup>。

すべての国家権力は国会に属するが、その行使においては国会がすべてを行うのではなく、国家権力の一部を直属の国家機関に分担させる<sup>7</sup>。ここにいう直属機関とは、行政権については政府であり、司法権については最高人民裁判所及び最高人民検察院である<sup>8</sup>。

## (2) 政府の組織及び権限

1992年憲法109条ないし117条に規定されているように、政府は国会が本来有する行政権限の執行機関であり、ヴィエトナムにおける最高国家行政機関である。政府の有する基本的権能は行政の執行と管理である。

### ア 政府の行政執行機能

政府は、国会に対し、国政の執行、憲法及び法律の遵守に関して責任を有し、法規範文書<sup>9</sup>に関して実行するとともに指導する権限及び責務を有する。

<sup>5</sup> 国会は毎年5月と10月に開催され、会期はその都度異なるものの、通常の会期は20日から30日間であり、長くても1か月半であるという。

<sup>6</sup> ヴィエトナムでは、国権の最高機関である国会から任免される者の地位が高いという感覚であり、最高人民裁判所長及び最高人民検察院長は政府すなわち首相と同格である。したがって、同国の司法関係者には、日本の最高裁判所長官や検事総長が内閣により指名又は任命されることに対して違和感を示す者が多い。

<sup>7</sup> これが冒頭で述べた「権限分配の原理」であり、三権分立と対比して説明する概念である。

<sup>8</sup> いわゆる西欧式の権力分立は徹底されていない上、人民検察院及びこれに属する検察官は、いわゆる司法官と理解すべきであろうが、国会の政策を実行する機関であることに変わりはない。

<sup>9</sup> 国会の議決を経るのが法律であるが、ヴィエトナムでは政府、各省庁が発する布告、通達等も法規範的効力が認められているので、これらを総称して法規範文書という。なお、越語ではファップ・レン（漢字表記で「法令」）という呼称が存在し、日本語訳を「法令」とする例が多いが、これは国会の議決を経た法律を意味するものではなく、日本語の「法令」とは意味が異なるので注意する必要がある。

## イ 政府による行政管理

政府は、すべての省庁、省庁と同格の機関（国家銀行、国家監察院、政府官房、税関総局、観光総局等）、地方の国家行政機関の組織及び活動に関して管理する権限及び責務を有し、各機関・経済団体・社会経済組織に対して統一的な国家行政の管理を行う。

政府に直属する機関は、省庁、省庁と同格の機関、地方の国家行政機関であり、地方行政単位としては、プロヴィンス<sup>10</sup>、ディストリクト<sup>11</sup>、街区・町・村の3種類が存在する（中央を含めると4種類となる。）。

ヴィエトナム司法省は、政府の直属機関であり、自らの所管事項につき法規範文書の草案を作成し、また、他省庁が起草し国会に提出する法案を審査し<sup>12</sup>、国会により発布された憲法及び法律について、これを実行する規範文書を作成するほか、下級裁判所及び民事裁判執行の運営・管理を行う<sup>13</sup>。

なお、日本の法務省は、民事局、刑事局等のほか、矯正局、保護局、入国管理局等に加え、検察庁をも擁しているので、この点において、ヴィエトナム司法省と比較して広範な権限を有している。

## 2 ヴィエトナムの司法機関

### (1) 人民裁判所の組織及び権限

1992年憲法127条及び裁判所組織法により、裁判所制度は行政管理区画に対応して3級制に基づいて運営されている。最高人民裁判所は裁判権（司法権）に関する最高機関であり、その下にプロヴィンス級人民裁判所、ディストリクト人民裁判所及び軍事裁判所が置かれている。裁判所制度を図示すれば図2のとおりとなる。

最高人民裁判所長は、裁判所制度における最高責任者であり、国家主席の提案に基づき国会によって任命され、その権限行使に関し国会に対して責任を負う。軍事裁判所の最高責任者は中央軍事裁判所長であり、同所長は最高人民裁判所副所長を兼ねる。

ヴィエトナムの裁判官は国家主席により任免され、裁判官は終身<sup>14</sup>であるものの、定年は男性が60歳、女性が55歳である<sup>15</sup>（これに対して、日本は、最高裁判所長

<sup>10</sup> ヴィエトナムの行政単位に関する日本語訳は、プロヴィンスを省、ディストリクトを県と訳すものや、プロヴィンスを県、ディストリクトを郡と訳すものがある。前者の訳は行政単位としての省と国家機関としての省庁と混同しやすいこと、後者の訳は日本の行政単位に引き直して理解しようとするものであり、いずれにしても誤解を生じさせかねない。したがって、本報告書では英語表記のプロヴィンス、ディストリクトという表記をそのまま使うこととする。

<sup>11</sup> 注10に同じ

<sup>12</sup> 日本の内閣法制局の役割をも担っている。

<sup>13</sup> 司法省は下級裁判所の人事及び予算に関する権限を有するが（裁判所組織法16条、43条2項）、裁判権（司法権）に関する監督権限はない（憲法130条）。

<sup>14</sup> 「終身」は定年まで身分が保障されるという意味で使用している。

<sup>15</sup> この定年は全公務員に共通であり、定年直後から年金受給が開始し、男女の定年に差が設けられている理由については、女性を労働から早期に解放する保護政策である旨説明する。

官は内閣の指名に基づき天皇に任命され、その他の裁判官は内閣に任命される上、定年については、最高裁判所長官、最高裁判所裁判官及び簡易裁判所裁判官が70歳、その他の裁判官が65歳であって、日本の定年の方が高く、男女間の差を設けていない。)。

#### ア 裁判所の権限

##### ① 最高人民裁判所

最高人民裁判所の裁判官数は約100名であり、専門裁判所<sup>16</sup>を有する。

最高人民裁判所は、下級裁判所に対し、裁判における法律適用に関する指導権限を有し<sup>17</sup>、プロヴィンス級人民裁判所や中央軍事裁判所の判決に関する覆審<sup>18</sup>(2審)、監督審<sup>19</sup>、再審を行う。

(以前は、最高人民裁判所が第1審にして終審となる事件につき管轄を有していたが、これは2000年6月に廃止された。)

なお、日本とは異なり、家庭裁判所は存在しない。

##### ② プロヴィンス級人民裁判所

61のプロヴィンス及び直轄市にそれぞれプロヴィンス級人民裁判所が置かれ、専門裁判所が設けられている。

プロヴィンス級人民裁判所は、刑事事件においては法定刑に懲役7年を超える自由刑、無期懲役又は死刑が規定されている重大事件につき第1審としての事物管轄を有するほか、法的効果が生じていない<sup>20</sup>下級裁判所の第1審判決の覆審を行う。

プロヴィンス級人民裁判所の裁判官数は、規模によって異なり、合計約900名である。

##### ③ ディストリクト人民裁判所

それぞれのディストリクトに人民裁判所が一つ置かれ、合計630のディストリクト人民裁判所が存在する。ディストリクト人民裁判所には、上級の裁判所のような専門部裁判所はなく、担当分けされる程度である。

ディストリクト人民裁判所の裁判官数は、規模によって異なり、合計約2,200名である。

---

<sup>16</sup> 注47参照

<sup>17</sup> なお、最終的な法解釈権は立法権を有する国会にあり、裁判所にはないと解釈されており、したがって違憲立法審査権はない。

<sup>18</sup> 越語では phuc tham (フック・タム) と言い、漢字表記にすると「覆審」となるため、この訳を使うのが通常であるが、第2審の性質としては事後審、続審、覆審のいずれであるかについては、更に検討が必要である。

<sup>19</sup> 後記3(4)ウ参照

<sup>20</sup> 日本の制度に引き直せば、確定前判決の意味であるが、ヴィエトナムでは法的効果が生じない(又は生じた)という表現をしている。ただし、本報告書では、便宜「確定判決」という表現も使用することがある。

ディストリクト人民裁判所は、刑事事件においては法定刑が懲役7年以下の犯罪につき第1審として事物管轄を有する。

## (2) 人民検察院<sup>21</sup>の組織及び権限

検察制度（又は検察組織）は、ヴィエトナム国家において独立した国家機関であり、独自の運営を行っている。各プロヴィンス級の機関・地方国家行政機関・社会団体・経済団体・全人民が法律を遵守するよう監督する権限は最高人民検察院にある。

人民検察院の主な権限・機能を大別すれば、法律遵守の監督及び公訴権の遂行という2点になる（1992年憲法137条及び138条）。

人民検察院は、統一された国家機関である。下級人民検察院長官は、1級上の人民検察院長官に対し、検察事務遂行の責任を負い、活動報告を行う。下級人民検察院及び軍事検察院は、最高人民検察院長官による統一的な指導に従う。検察事務の遂行上、人民検察院は他の機関から干渉されることなく、憲法及び法律に従って検察権を行使する<sup>22</sup>。法律遵守の監督機能に基づき、全国のあらゆる機関及び人民による法律遵守を浸透させるため、人民検察院は、各地方の特殊事情に影響されることはなく、地方における独自思想の発生を防止することに努める<sup>23</sup>。

検察制度は、裁判所制度と同様、3級に分かれて置かれ、その組織を図3に示す。

検察組織には、全国で約6,000人の検事がおり、うち約150人が上級検事として最高人民検察院に配属されている。上級検事は国家主席により任命される。プロヴィンス級人民検察院には中級検事約1,500人が配属され、約4,500人の検事がディストリクト人民検察院に配属されている。いずれも最高人民検察院長官によって任命される（日本の場合は、検事総長、次長検事及び検事長が内閣に任命され、その他の検事は法務大臣によって任命される）。検事は、終身であり、定年は裁判官と同様、男性が60歳、女性が55歳である<sup>24</sup>。

## 3 刑事訴訟手続における最高人民検察院の権限及び責務

### (1) ヴィエトナムの最初の<sup>25</sup>刑事訴訟法は1988年に発布された。

ヴィエトナムの刑事手続は、4段階、すなわち①捜査、②起訴（検察）、③公判、

<sup>21</sup> 檢察のことを越語で Kiem Sat（キエム・サッ）といい、漢字表記にすると「検察」である。文字通り、検査して査察することが本来の機能である。なお、本報告書には最高人民検察院、人民検察院、検察院という表記がなされるが、原文が意識して使い分けているか不明なため、本報告書においては、特に区別が重要でない限りは、「検察院全体」としての表記として理解する。

<sup>22</sup> 日本のような検察官独立の原則ではなく、検察院という組織全体が行政から独立していると理解することになろう。

<sup>23</sup> ヴィエトナムには「法律は村の垣根まで」という格言があり、村などの地方において独自の規範に基づくという伝統があるため、統一的な法執行を普及させるという意味ではないかと思われる。

<sup>24</sup> 注15 参照

<sup>25</sup> ここにいう「最初の」というのは、その後改正されていることを指すが、小規模な改正はあったものの、基本的な構造に変化はない。

④判決執行に分けて規定されている（日本は捜査、公判、刑の執行の3段階となっている<sup>26</sup>。）。

刑事手続を遂行する機関は、①捜査機関、②検察院、③裁判所であり、刑事手続に関与する者は、①捜査官、②検察官、③裁判官、④人民参審員、⑤書記官である。

捜査機関として存在するのは、公安省の捜査機関<sup>27</sup>、軍の捜査機関、最高人民検察院及びプロヴィンス級人民検察院の捜査機関<sup>28</sup>等である。

人民検察院は、刑事訴訟法23条に基づき、刑事手続遂行機関の法律遵守を監督する権限及び責務を有し、かつ、公訴権行使し、法律に従って厳正かつ統一的な刑事訴訟（訴追）を行う責務を有する。人民検察院は、各機関や団体の法律違反を防止するため、刑事訴訟法に定められたすべての手段行使する権限を有する。

人民検察院は、刑事訴訟法の規定に基づき、次の二つの機能を有する。

- ① 捜査機関・裁判所・判決執行機関・訴訟関係人の法律遵守を監督する。
- ② 公訴を行う。

この権限及び責務を遂行するため、人民検察院の組織には、刑事に関しては主として7部署つまり捜査部、第1審公判部、覆審公判部、監督審・再審部（最高人民検察院及びプロヴィンス級人民検察院のみ）、勾留及び矯正監督部、判決執行監督部、犯罪捜査監督部（最高人民検察院及びプロヴィンス級人民検察院のみ）が置かれている。

## (2) 捜査段階における人民検察院の権限及び責務

ア 刑事訴訟法141条2項は、人民検察院は、真の犯罪者を見逃さず、無辜の者を罰せず、人民の法律上の権利に対する侵害から守り、同権利を擁護する責務があると規定している。

この権限及び責務に基づき、人民検察院は、刑事事件に関して次の具体的権限を有する。

- ・捜査の開始<sup>29</sup>
- ・一定の犯罪の捜査<sup>30</sup>

<sup>26</sup> 日本でも「起訴」が重要な段階であり、4段階であることは同様であるものの、日本では①捜査と②起訴が実務的には捜査段階として把握されているため、3段階と理解されているようであるが、日越の制度を比較するにはこのように4段階に分けるのが便利な場合がある。特に、後述するとおり、ヴィエトナム検察は実務としては捜査を行うのは稀であり、ヴィエトナムの検事が起訴・不起訴を判断するための期間(20日又は30日)を英語で prosecution のための期間と表現する場合、その意味は「起訴」ではなく、「検察」を指している。したがって、本文でも第2段階を「起訴（検察）」と両方を意味するように訳した。

<sup>27</sup> 公安省というのは、省庁としての表記であり、以前は内務省と呼んでいた。その捜査機関であるから、要するに主として警察のことを指す。

<sup>28</sup> ディストリクト人民検察院内には捜査機関は置かれていない。

<sup>29</sup> ヴィエトナムでは捜査を開始する際に捜査機関であれ、検察院であれ、捜査開始決定を発するが、日本の制度に引き直せば「事件の立件」に近い概念であると思われる。

<sup>30</sup> 司法手続に関与する者（警察官、検察官、裁判官等）が職務に関連して犯罪を行い、最高人民検察院長官が検察院において捜査することが必要と認めた事件を指す（刑事訴訟法92条）。

- ・他の捜査機関の決定に対する承諾等
- ・事件の中止，起訴，不起訴
- ・強制処分<sup>31</sup>の適用

人民検察院は、捜査指揮，事件の差戻し及び補充捜査指揮を行う権限を有し，捜査機関はこれに従う義務がある（刑事訴訟法141条2項）。

人民検察院は、捜査手続において重要な役割を担っており，特に憲法で定められた身体の自由，公民権に影響を与える刑事手続につき，重要な責務を負っている。

日本の場合，逮捕状・勾留状の発付は裁判所（官）の権限であるが，ヴィエトナムでは起訴前は検察院の権限であり，人民裁判所が同様の権限を有するに至るのは起訴された後である<sup>32</sup>。捜査段階における令状発付を行うのが捜査部である。

#### イ 人民検察院の捜査

最高人民検察院，プロヴィンス級人民検察院には犯罪捜査担当部が置かれるが，刑事訴訟法93条3項及び捜査法令17条に基づき，司法活動に関連する犯罪<sup>33</sup>につき，人民検察院長官が人民検察院において捜査する必要があると判断した犯罪に関して捜査権限を有する。

これは，人民検察院が犯罪を見逃さず，捜査の客觀性を確保するために重要な権限とされている。

#### (3) 起訴（検察）段階における人民検察院の権限及び責務

起訴（検察）段階は，捜査機関から人民検察院に事件が送致された時点から始まり，その期間は，非重大犯罪及び重大犯罪の場合が20日間，極めて重大な犯罪及び特別に極めて重大な犯罪の場合が30日間である（ヴィエトナム刑事訴訟法では犯罪を4類型に区分している<sup>34</sup>。）。

この起訴のための判断期間において，人民検察院は次の処分を行う。

- ① 証拠十分の場合は，裁判所に起訴する。
- ② 証拠不十分の場合は，事件記録を捜査機関に差し戻し，補充捜査を指揮する。
- ③ 被疑者が無実又は逃走した場合は，事件を終結又は中止し，軽微な犯罪につき起訴猶予処分もなし得る。

<sup>31</sup> ヴィエトナムでは「予防措置」という表現を用いる。

<sup>32</sup> 起訴されるまでは人民裁判所の関与はなく，起訴により裁判所に事件が係属して初めて令状発付等の必要な措置を講じることになる。要するに，捜査段階は検察院，公判段階は裁判所というように明確に区分されており，それぞれが令状を発付する制度である。

<sup>33</sup> 注30参照

<sup>34</sup> 刑法8条3項によれば，犯罪4類型は法定刑により分かれており，非重大犯罪は懲役3年以下，重大犯罪は懲役7年以下（3年を超える），極めて重大な犯罪は懲役15年以下（7年を超える），特別に重大な犯罪は無期懲役・死刑となっている。

犯罪類型は，例えば日本では同じ窃盗でも，ヴィエトナムでは，窃盗の中に様々な加重要件があり，被害額の多寡，組織犯罪か否か，累犯か否か等により犯罪類型が異なる。米法において殺人にも第1級，第2級などと区別されていることを想起すれば理解しやすい。

なお、検察院作成の起訴状においては、次の事項を明確にしなければならない。

- ア 被告人の身上、経歴、前科
- イ 事件（犯罪事実）の内容<sup>35</sup>
- ウ 事件に関する人民検察院の意見<sup>36</sup>（刑事訴訟法143条）

日本の当事者主義とは異なり、ヴィエトナムにおいては、刑事手続において職権探知主義（糺問主義）を採用していることもある、起訴状が極めて詳しくなる場合があり、例えば、起訴状が700頁から800頁に及び、検察官の起訴状朗読に3日から4日を要した事件もあった<sup>37</sup>。

この起訴（検察）段階においては、捜査部が行う。

#### (4) 公判段階における人民検察院の権限及び責務

ア 人民検察院は、第1審公判を監督するとともに、人民裁判所において公訴を遂行する権限及び責務を有する。

人民裁判所は、検察院が起訴した被告人及び犯罪につき審理し（刑事訴訟法170条），その判断は多数決によって決する。裁判所（裁判体）は、通常の事件では裁判官1名及び人民参審員2名の合議体で構成され、特別に極めて重大な事件及び複雑な事件の場合は裁判官2名及び人民参審員3名の合計5名の合議体を構成する場合もある。いずれにしても多数決によって判決する（刑事訴訟法19条及び160条）。

1審判決に対しては、判決宣告後15日以内に不服申立てをなすことができ、その不服申立権は、被告人、被害者<sup>38</sup>、これらの法律上の代理人、検察院（刑事訴訟法205条及び206条）が有する。

##### イ 覆審について

ヴィエトナムでは2審制を採用しており、人民裁判所は1審判決に対する不服申立てがなされた時点で上級の裁判所における覆審裁判を行う責務を有する。人民裁判所は、不服申立ての要件に該当しないという理由で公判を開始しないことはできず、同申立てから60日又は90日<sup>39</sup>以内に公判を開始しなければならない（刑事訴訟法215条）。覆審裁判所は、裁判官3名が原則であり、必要な場合は人民参審員2名を加えることができる。覆審裁判の手続は、1審と同様であり、証人尋問、被告人質問、証拠、資料に基づいて審理する。

検察官は覆審裁判に立会し、終了時点において意見を述べる。

覆審裁判が行う判決の種類は次のとおりである。

<sup>35</sup> 日本でいう公訴事実であろうが、その内容は冒頭陳述風である。

<sup>36</sup> どの犯罪に該当するかということであり、日本の罪名及び罰則に相応する。

<sup>37</sup> 当然のことながら起訴状一本主義ではなく、起訴と同時に全事件記録が裁判所に提出され（フランス・ドイツと同様）、裁判所が公判開始決定をした後、公判が開かれる。

<sup>38</sup> ヴィエトナムには附帯私訴制度がある。

<sup>39</sup> 最高人民裁判所の場合が90日以内である。

- ① 不服申立てに理由がない場合は1審判決を維持する
- ② 1審判決に一部誤りがある場合は訂正する
- ③ 審理不十分又は審理手続に違法がある場合は、1審に事件記録を差し戻して再捜査・再審理を行う<sup>40</sup>
- ④ 被告人が無罪の場合は1審判決を破棄し、事件を終結する<sup>41</sup>

これら公判段階においては1審公判部、覆審公判部がそれぞれ担当する。

#### ウ 監督審<sup>42</sup>及び再審について

監督審及び再審は、本来の審理段階とは異なり、法的効果を有するに至った判決（確定判決<sup>43</sup>）の見直し手続である。

- ① 監督審申立権者は次のとおりである。

最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官は、下級裁判所の確定判決又は決定に対し、監督審申立権限を有する。

最高人民裁判所副長官及び最高人民検察院副長官は、プロヴィンス級人民裁判所の確定判決又は決定に対し、監督審申立権限を有する。

プロヴィンス級人民裁判所長官及びこれに対応する人民検察院長官は、ディストリクト人民裁判所の判決又は決定に対し、監督審申立権限を有する。

監督審申立理由は次のとおりである。

- ・ 審理が不十分である
- ・ 判決内容が証拠に合致しない
- ・ 捜査、起訴、公判の手続に重大な違法がある
- ・ 法の適用に重大な誤りがある

監督審の決定の分類

- ・ 確定判決又は決定を維持し、監督審申立を棄却する

<sup>40</sup> 現実の流れとしては、事件を覆審担当の検察院に差し戻し、再捜査が必要な場合は、同検察院から下級検察院に再捜査を指示し、その下級検察院が公安省（警察）に捜査を指示するが、再審理が必要な場合は、下級裁判所に事件が差し戻される。

<sup>41</sup> この部分は英語で suspend と表現されており、この語は「停止」と訳されることが多い。しかし、モック氏が永久に suspend するものも含むと説明するため、その内容を聞くと、無罪、犯罪事実は存在するが刑事责任能力等がない場合（無罪と無実を区別しているようである。）、二重起訴の場合、公訴時効期間徒過等を例示する。したがって、日本で言えば無罪、免訴、公訴棄却を含む上位概念として使用していると思われる所以、「終結」という訳をあてた。

<sup>42</sup> 監督審のことを cassation と表現しており、フランス司法制度における破毀院に沿革があると思われるが、フランスの破毀院は法律適用の誤りだけを対象としたものである。日本にも破毀院を沿革とする非常上告制度があり、これが確定判決の法適用の誤りに対して検事総長のみに申立権限があることなどに照らすと、これらと類似の制度であると思われる。しかし、本文に記載したとおり、ヴィエトナムでは法適用の誤り以外の事由でも申し立てられる状況にある。

もっとも、監督審事由と再審事由とを比較すると、監督審事由が前提事実には問題がなく判断を誤った場合（判決内容が証拠に合致しないのもその一例）であるのに対し、再審事由は判断の前提となる事実に問題がある場合というように分類できるであろうが、更に検討が必要である。

<sup>43</sup> 注 20 参照

- ・ 確定判決又は決定を破棄し、事件を終結する
  - ・ 確定判決又は決定を破棄し、事件の捜査・審理をやり直す
  - ・ 確定判決を破棄して修正する
- ② 再審申立権者は次のとおりである。
- 最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官は、すべての下級裁判所の確定判決又は決定に対し、再審申立権限がある。
- プロヴィンス級人民裁判所及びこれに対応する人民検察院長官は、ディストリクト人民裁判所の確定判決又は決定に対し、再審申立権限を有する。
- 再審申立理由は次のとおりである。
- ・ 証言、鑑定、通訳に誤りがあって客観的事実と異なる場合に、これらに基づいて判決又は決定がなされ、又は事件の客観的内容に合致しない判決がなされたとき
  - ・ 捜査官、検察官、裁判官、人民参審員がなした結論が客観的事実と異なり、これに基づいて判決がなされたとき
  - ・ 裁判所が偽造の証拠及び資料に基づいて判決をなしたとき
- 再審の決定分類
- ・ 確定判決又は決定を維持し、再審申立てを棄却する
  - ・ 確定判決又は決定を破棄し、事件の捜査・審理をやり直す
  - ・ 確定判決又は決定を破棄し、事件を終結する

## (5) 判決執行<sup>44</sup>、刑執行・矯正<sup>45</sup>段階における人民検察院の権限及び責務

### ア 判決執行

判決が法律上の効果を有するに至った場合、これを厳正に執行することが重要である。この段階においては、裁判所、公安（警察）、判決執行機関が重要な役割を担う。

検察院は、これらの機関の法律遵守を監督することが権限及び責務である。

### イ 刑執行・矯正段階における人民検察院の権限及び責務

刑執行・矯正は、人民の基本的自由を制限又は剥奪するものであり、これらが法律を遵守して行われることが重要な意味を有し、受刑者が法律上保障された権利を享受できるようにするためにも重要である。

人民検察院組織法 22 条は、この点に関する検察院の権限を広範に認め、検察院は、拘置所及び矯正施設をいつでも監督できる。これらの機関の違法行為を発見し

<sup>44</sup> ヴィエトナムでは、刑事事件でいえば、判決が確定した後に刑を執行するのは公安省（警察）であるが、判決に基づき公安省に引き渡すまでの段階と受刑段階を区別するということであるため、本報告書では、便宜上、前者を「判決執行」、後者を「刑執行」と訳することとした。

<sup>45</sup> 矯正の訳語原文は「(労働) 改造」であるが、日本に馴染みのある「矯正」を訳にあてた。

たときは、拘置機関、矯正機関に改善を求める、違法な仮留置<sup>46</sup>、拘置、矯正がなされている場合には当該人物の釈放を決定し、関係機関は直ちに当該決定に従わなければならぬ。

仮留置、拘置、矯正措置を講じられている者からの不服申立てについては、検察院が判断する。

#### 4 刑事手続における民事事件の審理（附帯私訴に相当）について

##### （1）はじめに

ア 通常の形態では、刑事事件を起因とする民事訴訟は、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟であるが、これはヴィエトナムにおいても民事事件として取り扱われる<sup>47</sup>。

民事事件の場合は、訴訟物の価額の多寡にかかわらず、ディストリクト裁判所が第1審裁判所となり、プロヴィンス級裁判所が上訴審（ヴィエトナムでは「覆審」という。）となる。

裁判制度は2審制であるため、プロヴィンス級裁判所の判断により判決が法的効力を有する（確定する）ことになる。

イ 日本では、第二次世界大戦前に附帯私訴制度<sup>48</sup>が存在したが、類似の制度がヴィエトナムに存在する。

ただし、日本の旧制度とは異なり、私訴（民事訴訟）が完全に公訴（刑事事件）に付随（附帯）するわけではないことから、附帯私訴という言葉自体は存在しないようである。

単に、刑事手続で審理される民事事件という表現となっている。

##### （2）先に民事事件として係属した場合

ディストリクト裁判所において民事事件を審理中、刑事事件の捜査が開始されるなど、刑事事件として審理する可能性が出てきた場合には、民事訴訟手続を仮停止する。

その後、刑事事件が起訴された場合、法定刑の軽重により管轄が異なるので<sup>49</sup>（ディストリクト裁判所又はプロヴィンス級裁判所）、その管轄裁判所に民事事件を移送

<sup>46</sup> 本報告書ではヴィエトナムの捜査手続の詳細については触れないが、緊急逮捕・現行犯逮捕の場合に、逮捕して留置した後検察院の承諾を得るまで（又は2か月ないし4か月の勾留期間が始まるまで）の身柄拘束につき仮留置とか仮拘置というような表現を使っている。

<sup>47</sup> ヴィエトナムには、民事事件、刑事事件、経済事件、労働事件、行政事件の種類があり、その種類によって係属裁判所（日本でいう「係属部」）が異なることになる。

<sup>48</sup> 日本の旧々刑事訴訟法制度における附帯私訴制度は、当時のフランス制度と同じく、犯罪により生じた損害の賠償、贓物の返還を目的とする私訴は被害者が行い、金額の多寡にかかわらず、公訴につき第2審判決があるまで、いつでも公訴に附帯して提起できた。

これに対して、日本の旧刑事訴訟法は、控訴審で私訴の申立てを認めると、公訴と私訴で審級の利益が異なることになるため、被害者（直接・間接を含む）は第1審の弁論終結までに申し立てる制度となり、また、公判に附帯することを徹底し、予審での申立てはできず、公訴の管轄・判決の内容に完全に付隨する制度であった。

<sup>49</sup> 懲役7年以下がディストリクト級裁判所、懲役7年を超える場合がプロヴィンス級裁判所となる。

する。

刑事事件として起訴されなかった場合、当初の係属裁判所で仮停止していた民事訴訟を継続することになり、同裁判所は刑事事件の記録を証拠として使用することができる。

#### (3) 先に刑事事件が係属した場合

犯罪により直接・間接に被害を受けた者は、当該係属裁判所に対して、民事訴訟を提起できる。

民事訴訟の提起があった場合には、刑事手続と一緒に審理し、判決も同時に行う。

不告不理の原則は存在し、刑事手続において民事訴訟の提起がない場合には、刑事事件の判決のみを行う。

刑事事件の判決後に民事訴訟を提起することもできるが、現実問題としては、そのような例はない。

#### (4) 上訴について

刑事判決と民事判決がなされた場合、両方又は一方に対する上訴申立てができる。

民事判決のみに対する不服申立てであっても、刑事手続の一部として上級審の上訴審担当部（ヴィエトナム語では「覆審裁判所」という。）で審理される。

上訴審では、民事判決だけの審理となるが、被告は刑事事件における被告人としての地位を引きずっているため、刑事事件で認められる権利が保障される。

### 5 刑事訴訟法における日越比較に関する考察<sup>50</sup>

以下の考察は、日本国法務省において研究した結果に基づくものである。

#### (1) 一般的問題

ア 日本の刑事訴訟は、捜査段階、公判段階、執行段階の3つの基本的段階に大別される。このすべての段階において検察庁が関与し、警察機関は捜査段階で主たる役割を果たすのみで、執行段階においては法務省の矯正機関が実施にあたる。裁判所は公判段階において主たる役割を持つが、捜査段階の一部にも関与している（例：逮捕状の発付、被疑者の身柄拘束など）。

ヴィエトナムにおける訴訟は、捜査段階、起訴段階、公判段階、判決の執行段階の4段階に明確に大別されている（刑の執行は含まれない）。刑の施行は、訴訟段階に属さず、他の法律によって調整がなされる。この刑執行段階において訴訟行為とみなされるものは、減刑審理、仮釈放、その他の残存刑罰の受刑免除審理等、いくつかの行為のみである。

イ 日本の刑事訴訟法は捜査期限、公判期限を具体的に規定しておらず、勾留期限を

<sup>50</sup> この項は、モック検事の越語によるレポートを通訳高橋和泉氏が日本語にしたものであり、山下において語句の若干の修正を加えたのみである。

規定しているのみである。

ヴィエトナムの刑事訴訟法においては、捜査期限、起訴期限、公判期限、執行期限、身柄拘束期限及び勾留期限の各段階での期限を明確に規定している。これは、各段階の不必要的長期化を防止するためのヴィエトナムの訴訟解決手段である。各段階の期限を明確化することによって、当該訴訟機関の迅速な事件解決を促すことができる。

ウ ヴィエトナムの刑事訴訟法においては、職権主義の原則に基づき公判手続が規定されている。しかし日本の刑事訴訟法では当事者主義の原則が適用されている。これらの原則は適用の方法においては異なっているが、事件における真理、客観的事実を追究するという同一の目的を有している。

当事者主義の原則においては、裁判所は、公判の前において事件記録を審査することではなく、裁判を運営し、中立的な立場として自ら積極的には尋問しない。検察官（求刑側）と弁護士（弁護側）が弁論し、証拠を提出し合うことによって真理が見出される。そして、裁判所は、求刑側と弁護側の弁論の結果を参考にして判決する。これは公判における裁判所の客観性を保持し、先入観を排除するためには良い面がある。

しかしこの手続においては、裁判所が直ちに判決を出すことができないという欠点があり、裁判所は検討、審査を重ねて初めて決定、判決を出すことができるが、それが裁判を長期化させる原因となっていると感じる。

また、裁判所があらかじめ事件記録を審査することができないため、公判が長引き、事件の核心に集中して審理することができないのではないか。

一方、ヴィエトナムの職権主義の原則に基づく公判手続においては、裁判所が尋問の主たる役割を担う。裁判所が事前に事件記録を審査しているため、尋問は重点的かつ集中的に行われる。裁判所は、事件記録に記載されている証拠と異なる別の物証、証人の供述以外の、すでに明らかにされている問題については集中的な尋問を行わないため、公判は短期かつ迅速となる。

しかし、この手続においては、裁判所が先入観を抱いている場合には審理もおのずと客観性を欠き、偏ったものになる。もっとも、合議体が客観的かつ先入観を抱いていなければ、職権主義による公判は当事者主義による公判より速やかである。

## エ 覆審手続

日本の刑事訴訟法においては、一つの事件につき2回の上訴ができるが、ヴィエトナムの刑事訴訟法においては1回の上訴が認められているだけである（ただし、覆審裁判所が1審裁判所の判決を破棄差戻した場合を除く。）。

## (2) 具体的問題

### ア 捜査段階

日本においては、検査段階と起訴段階が統合されて一つの段階となり、検査期限に関しては規定されていない。この点については、長所と短所がある。

#### ① 長所

ヴィエトナムのような検査期限が規定されていないため、時効が完成するまで検査機関の検査が可能となり、逮捕するまでの時間的制約がなく、そのため証拠の確定に関しては、ある程度、準備がより綿密に行われる。

検査と起訴が一つの段階に統合される場合、ヴィエトナムのように検査と起訴が明確に区別されるより、検察機関はより緊密な検査活動を行うことができる。

#### ② 短所

ヴィエトナムのような検査期限が規定されていないため、検査が長期化する。時間の経過について証拠の残存の可能性は減少し、また犯罪の痕跡、証人や被害者の記憶は薄れしていくため、証拠調べに関しては更に困難が生じる。

期限が規定されないため、証拠が不十分又は首謀者が特定できずに迷宮入りしていく事件の件数が多いのではないかと思う。

一方、ヴィエトナムにおいては、検査段階は2つに区分される。

- 立件段階
- 捜査段階

検察が起訴のために有する期間が独立して存在し、検察院が警察機関の検査結果報告と事件記録を受理した時点から開始され、検察院が起訴又は起訴停止・裁判所への事件記録及び起訴状の送達の決定を行った時点で終了する。法律上では、起訴段階における期限は20日又は30日である。

### イ 刑事事件の立件段階

ヴィエトナムにおいては、告発状又は情報を得たとき、又は犯罪を発見したとき、検査機関はその告発状又は情報の確認を行わなければならない。この確認の期限は20日である。

この確認によって犯罪の発生が認められた場合には、検査機関は刑事事件立件の決定をし、また確認によって犯罪の発生が認められなかった場合には、刑事事件立件中止の決定を出さなければならない。

ここで注意すべきことは、この段階においては確認の結果は事件の証拠とはみなされず、検査機関の行為は起訴行為ではないという点である。ここでは、検査機関はいかなる強制措置の適用権限も持たない。ヴィエトナムの刑事訴訟法では、現場検証の結果はこの段階で収集され、事件の証拠とみなされる例外的なケースとして

規定している。

捜査機関の活動が訴訟活動とみなされ、また捜査結果が証拠とみなされるのは、立件の決定が為されて以後であるが、これが捜査段階における日本とヴィエトナムの刑事訴訟法の基本的な相違点である。

#### ウ 身柄拘束について

ヴィエトナムの刑事訴訟法では、捜査段階において、捜査機関は、緊急逮捕の際に被疑者の逮捕状を発付する権限のみならず、被疑者・被告の身柄拘束、勾留状を発付する権限を有する。

これらの令状は検察院によって承認されなければならない。検察院はこれらの令状発付の権限以外に、勾留期間の延長命令を出す権限を有する(捜査機関にはこの延長命令の権限はない。)。

国民の基本的権利を制限する命令が、捜査段階においても裁判官によって決定される日本のケースと異なり、ヴィエトナムの刑事訴訟法では、捜査段階での国民の基本的権利の制限に関する決定権はすべて、直接的・間接的に検察院に属する。

捜査機関は命令権限を持つが、すべての命令は履行の事前又は事後に検察官の承認を得なければならない。検察院の承認がない場合は、捜査機関の命令は法的効力を有せず、命令を履行しても取消し、停止となる(例:緊急逮捕の令状など)。

捜査・起訴・公判及び執行段階における被疑者の勾留に関しては、ヴィエトナム刑事訴訟法では、勾留期限が過ぎれば被疑者・被告を釈放しなければならず、引き続き勾留してはならないという明確な規定がある。しかし、例外として、国家安全保障を侵害した犯罪については最高検察院の所長の決定による特別措置が認められる。

捜査期限についても同様で、捜査期限になっても被疑者が罪を犯したという十分な証拠が認められない場合、捜査機関は捜査中止の決定をしなければならない。

この段階で留意すべき点は、ヴィエトナム刑事訴訟法においては捜査機関が独自の判断で事件終結の決定を出すことができ、決定の前に最高検察院の意見を求める必要はない。一方、日本の刑事訴訟法においては、法律上、検察庁のみが事件終結の権限を持ち、捜査機関にはその権限はない。

#### エ 公判段階

##### ① 第1審

公判段階については、ヴィエトナムの刑事訴訟法に期限が明確に規定されている。公判段階は二つの部分からなり、それぞれの段階で具体的な期限が定められている。

- ・公判準備段階

- ・公開審理段階
- ・公判準備段階について

この段階では、裁判所は起訴を行った検察院が提出した起訴状及び事件記録を審査する。事件記録の審査を行った後、証拠不十分と認められる場合、裁判所は検察院に事件記録を差し戻し、補充捜査を求めるか、又は被疑者が無罪と認められる場合、事件を中止するか、被疑者の有罪を立証する充分な証拠があれば事件の公判開始を決定することができる。

裁判所が事件の公判開始を決定した際、その決定から15日以内に公開審理が開かれなければならない。
- ・公開審理段階について

裁判においては、被疑者の人物認定の手続を行った後、検察院が起訴状を読み上げ、裁判所が主たる尋問者となる。ヴィエトナムの裁判は職権主義の原則に基づいて行われる。一方、日本では当事者主義の原則に基づいて審理を行うので、裁判官は検察・被告人の調整をし、求刑側と弁護側の弁論を聞く役割のようであって、裁判所は積極的に尋問することはない。

尋問が終了すると、ヴィエトナムの刑事訴訟法では、合議体が公判段階の終了及び合議段階への移行を決定する。合議段階への移行は、公判段階の終了後直ちに行われる。これもまた、ヴィエトナムと日本の刑事訴訟法の相違点である。ヴィエトナムの裁判所は、公開原則及び連續かつ集中審理の原則に基づいて公判を行う。

公判が中断される場合には、刑事訴訟法上の規定に基づく事由がなくてはならない。裁判所は公判中断の自主的な決定権を持たず、また合議段階が終了した段階で判決を行う。

## ② 覆審

ヴィエトナムの刑事訴訟法では、裁判は1審及び覆審の2級審とされる。覆審段階についても、刑事訴訟法上に明確な期限が規定されている。1級審であるため、ヴィエトナムにおける覆審は日本のそれと大きく異なっている。

日本の刑事訴訟法と異なり、ヴィエトナムの刑事訴訟法においては、裁判所は、確定していない1審判決に対する上訴申立てを、覆審裁判を行わずに却下する権限を持たない。そのため、裁判所における覆審裁判の実行率は非常に高いものとなっている。1審判決が非常に合法的かつ客観的で、犯罪の程度に適当であるにもかかわらず、被告又は被害者が以下のような観点から上訴申立てを行うケースがかなり多い。

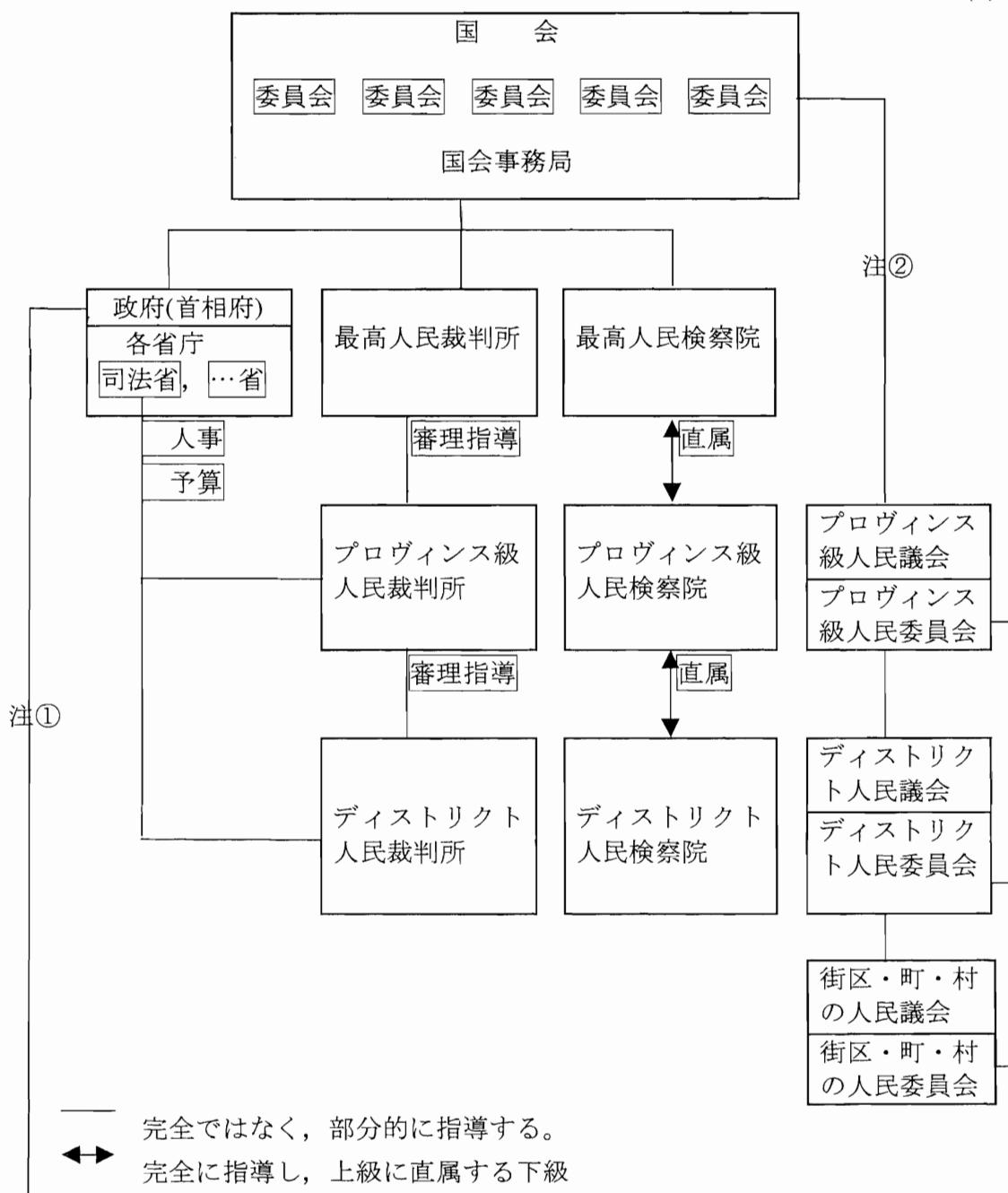
- 被告側が運試しに減刑又は罪の軽減を求める。

- 被害者が裁判所の判決が軽すぎる、寛容すぎるとみなし、被告に対してより重い刑罰を求める。

このような理由から、個人的な見解としては、ヴィエトナムにおける覆審手続は以下のような基本的な欠点があると思われる。

- (ア) 刑事訴訟法には、1審判決に対する正当な事由のない上訴申立てを、覆審裁判を行わずに却下する要件に関する規定がないため、覆審が行われる事件の件数が過剰である。
- (イ) 覆審手続は1審手続と同様に行われるため、覆審の作業は費用がかさみ、多くの時間が費やされる。私見であるが、証拠により十分に立証されている事件については、1審のように公開審理を行い、また公判に当事者全員を招集するのではなく、裁判所は書面審理を行うだけで済むようにするべきではないか。それによって覆審は速やかに進行し、費用も節約でき、しかも事件の適正さと客觀性を確保することができる。
- (ウ) その他のヴィエトナムと日本の刑事訴訟法における相違点として、日本の刑事訴訟法では一つの事件に対して2回の上訴申立てが可能であるが、ヴィエトナムにおいては1回のみであるという点である。ヴィエトナムでは覆審が最終審であり、直ちに執行の効力を持つ。被告人は覆審判決に対する上訴権を持たない。

図 1



注① 1992 年憲法 112 条：各級人民委員会の活動の指導・監督，各級人民委員会発布に係る法律違反文書等の効力の停止

1992 年憲法 114 条 4 項：プロヴィンス人民委員会長及び副委員会長につき認可・不信任

注② 1992 年憲法 91 条 6 項：人民議会の活動の指導・監督，法律違反の議決の却下，人民議会の解散

図 2

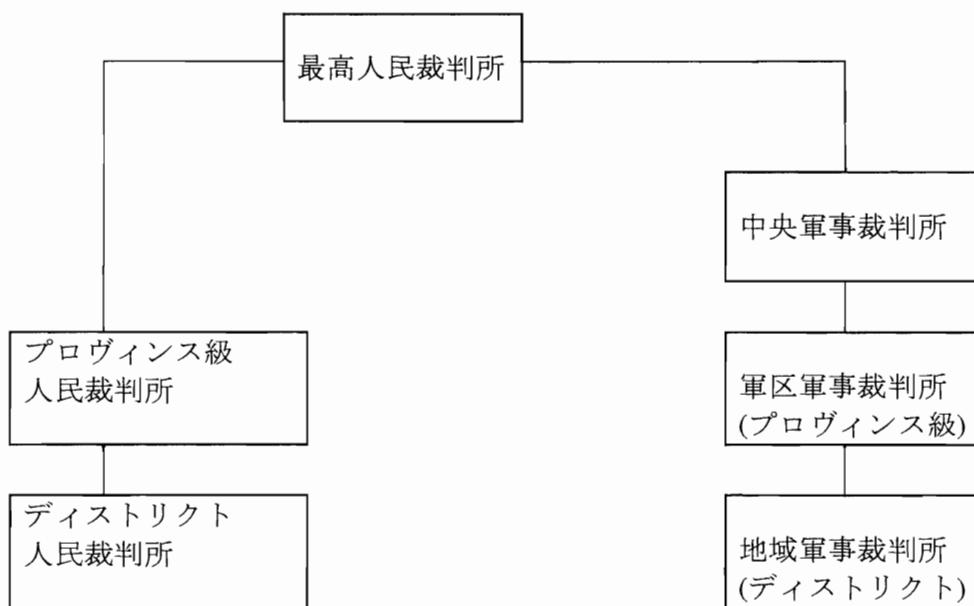


図 3

